

令和 7 年度

第3回 第一農地部会定例会議事録

令和7年6月30日（月）

上越市市民プラザ 2階 第1会議室

令和7年度第3回第一農地部会定例会議事録

日時 令和7年6月30日(月) 午後3時

場所 上越市市民プラザ 2階 第1会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫	4番 古川	6番 竹山
9番 吉村	13番 新井	14番 竹内
15番 牧繪	16番 清水(増)	20番 篠宮
22番 飯塚	23番 佐藤	24番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	高島(信)	片桐
高島(真)	笠原	荻原	小林
白滝	清水(康)	野村	上原
穂苅			

2 欠席委員

(1) 農業委員

無し

(2) 農地利用最適化推進委員

野島	横田	平野	長野
----	----	----	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	岩崎
	次長	秋山
	主任	竹中
中郷区駐在室	副主査	丸山
板倉区駐在室	副主幹	渡邊
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

9番 吉村	22番 飯塚
-------	--------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画等促進計画案（一括契約※一部公社貸付）に対する意見について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画等促進計画案（利用権移転）に対する意見について
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について

(中郷区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

(板倉区)

議案無し

(清里区)

- 議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

(名立区)

議案無し

5 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 12 人、欠席委員数 0 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 13 人、欠席推進委員数 4 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 9 番 吉村 委員、議席番号 22 番 飯塚 委員の両名を指名します。 それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、合併前上越市からです。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 279 番から 291 番までの 13 件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 最初に書類の追加をお願いいたします。 議案第 4 号と第 5 号の促進計画一括契約の対象筆を示した「対象農用地リスト」につきまして、議案に添付されてございませんでした。 誠に申し訳ありません。 本日、お配りさせていただきましたので、合わせてご確認いただければと思います。 誠に申し訳ございませんでした。 それでは 1 頁をご覧ください。 報告第 1 号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告です。 受理した 13 件は、いずれも合意による解約でございます。 解約後の利用形態の内訳といたしまして、地主耕作が 5 件、休耕が 3 件、中間管理機構を通した他者への貸付が 5 件となっています。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第1号の13件を承認します。
議長	<報告第2号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」> 報告第2号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号1番の1件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは1頁をご覧ください。
秋山	報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号1番の1件を受理したので報告します。 こちらは、春日新田5丁目地内で「一般個人住宅」を目的とした転用届出について届出者から、権利の設定が所有権移転(売買)から使用貸借に変更になったため、転用取止めの届出があったものです。 変更後の届出は5頁、報告第3号 番号54番に記載のとおりです。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第2号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号1番の1件を承認します。
議長	<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」> 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号54番から64番の11件を報告します。 事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは5頁をご覧ください。
秋山	報告第3号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「倉庫」1件、「一般個人住宅」7件、「建売住宅」1件、「共同住宅」2件です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第3号の11件を承認します。
議長	<議案第1号「農地法第3条許可申請について」> 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号21番から26番までの7件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは8頁をご覧ください。
秋山	議案第1号は、農地の権利移動に係る許可についてです。 別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。 最初に番号21番です。 こちらは、大字四ツ屋において、共有名義である譲渡人が、相続により取得した当該農地について、耕作・管理が困難という理由から、自宅から近い親族関係である譲受人に贈与するものであります。現在は休耕地となっておりますが、経営規模拡大の意向があり今後、管理・耕作していくとのことから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号22番です。 こちらは、大字本道地内において、耕作が困難であり経営規模を縮小したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。現在は休耕地となっておりますが、果樹等を植栽し、管理・耕作していくとのことから、こちらも、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号23番です。 こちら大字大貫地内において、耕作が困難であり経営規模を縮小したいとする譲渡人から、経営規模を拡大したいとする譲受人に所有権移転するものであります。現在は休耕地となっておりますが、果樹等を植栽し、管理・耕作していくとのことから、こちらも、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号24-1番です。 こちらは、大字横曽根地内において、離作したいとする譲渡人から、当該農地に隣接する宅地に転居予定の譲受人に所有権移転するものであります。移住後、家庭菜園として耕作するとのことから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号24-2番です。 こちらも、今ほどの番号24-1と同様の譲受人であり、隣地番の農地を別の所有者から譲り受けるものであります。こちらも全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。

	次に番号 25 番です。 こちらは、大字今池地内において、耕作・管理が困難な譲渡人から、当該農地に近接する畑で園芸を営んでいる譲受人に所有権移転するものであります。今後、果樹などを植栽し、隣接農地と合わせ管理することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 最後に番号 26 番です。 こちらは、大字中田原地内において、遠方に居住し、当該農地を手放したいとする譲渡人の要望により、当該農地に隣接する住宅に転居予定の譲受人に所有権移転するものであります。移住後、家庭菜園として耕作することから、全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 ※現地確認：No.21 野島委員、No.22 片桐委員、No.23 高橋(信)委員、 No.24-1.2 新井委員、No.25 倉石委員、No.26 高橋(信)委員 特に異常なし 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。 <議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 15 番から 18 番までの 4 件を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは 12 頁をご覧ください。 議案第 2 号は、権利移動を伴う農地転用の許可申請であります。 最初に番号 15 番であります、大字横曽根地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。 11 頁に位置図、12 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。
議長	
議長	
議長	
(事務局) 秋山	

	申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。 工期は、令和7年7月28日から11月末日、土地利用計画は、住宅1棟、カーポート1棟、申請面積193㎡、所要面積が314㎡（田314㎡）、建築面積100.81㎡で建ぺい率は32.11%となり、支障ありません。 都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号16番であります、大字大日地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。 13頁に位置図、14頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、結婚し、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。 工期は、許可日から令和7年11月末日、土地利用計画は、住宅1棟、カーポート1棟、申請面積340㎡、所要面積が340㎡（畑340㎡）、建築面積68.67㎡で建ぺい率は20.20%となり、基準の22%を満たしませんが、分筆したとしても狭隘な農地が残るため、やむを得ないと判断しました。 都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号17番であります、大字茨沢地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。 15頁に位置図、16頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内のアパートに居住していますが、結婚し、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第2種に該当し、転用可能です。 工期は、許可日から令和8年2月末日、土地利用計画は、住宅1棟、カーポート1棟、申請面積641㎡、所要面積が660.47㎡（田641㎡、雑種地19.47㎡）、建築面積124.81㎡で建ぺい率は18.90%となり、基準の22%を満たしませんが、分筆したとしても狭隘な農地が残るため、やむを得ないと判断しました。 都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 次に番号18番であります、大字下馬場地内の農地に、「一般個人住宅」を建築するものです。 17頁に位置図、18頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。
--	--

	譲受人は、市内のアパートに居住していますが、結婚、子の出産にあたり、生活スペースが手狭になったため、申請農地を取得し、住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第２種に該当し、転用可能です。 工期は、許可日から令和８年２月１０日、土地利用計画は、住宅１棟、カーポート１棟、申請面積 321 ㎡、所要面積が 673.92 ㎡（畑 321 ㎡、宅地 352.92 ㎡）、建築面積 98.47 ㎡で建ぺい率は 14.61%となり、基準の 22%を満たしませんが、分筆したとしても狭隘な農地が残るため、やむを得ないと判断しました。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第２号「農地法第５条第１項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第２号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第３号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第３号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「１ 農業振興地域の農用地区域からの除外」１番から２番までの２件、「２ 用途区分の変更」１番から２番までの２件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 19 頁をご覧ください。 議案第３号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。 最初に「１ 農業振興地域の農用地区域からの除外」１番から２番です。 １番は、市内のアパートに居住している譲受人が、今後親の老後の世話を考え、実家近接地に住居を建設するための転用を行うにあたり、農用地区域からの除外を申請したものです。

	申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農用地区域からの除外後も第1種農地ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、除外後の転用許可は可能です。 次に番号2番は、譲受人は会社の代表社員ですが、職員の駐車スペースを確保するため、会社の隣地である申請農地を取得し、駐車場に転用するものです。 申請農地は、10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農用地区域からの除外後も第1種農地ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、除外後の転用許可は可能です。 今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、11月に公告予定です。 その後に農地法第5条の許可申請を行う予定です。 次に「2用途区分の変更」1番から2番です。 1番は、申請者が、農機具格納庫として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。 申請者が耕作している農地の近隣の農地であり、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 2番は、申請者が、農作業員休憩所及び駐車場として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。 申請者が耕作している農地の近隣の農地であり、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第3号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第3号について、原案のとおり許可することに決定します。

議長	<議案第４号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）及び公社貸付に対する意見について」> 議案第４号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）及び公社貸付に対する意見について」、利用権設定、地域計画区域内及び地域計画区域外、合わせて番号 24 番から 59 番までの 36 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、まず利用権設定から説明いたします。 こちら冒頭にご説明した追加資料、一括契約の対象筆を示した「対象農用地リスト」の方、合わせてご覧ください。 最初に「地域計画区域内」の一括であります。 頁は 21 頁をご覧ください。 こちらは、農地中間管理機構を通して土地所有者から耕作者に農地の貸付を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」であります。 こちらは、「地域計画内」における「目標地図」の実現に向けた農地の集約化を進めるものであります。 対象筆の詳細につきましては、改めまして別葉の「対象農用地等リスト（区域内）」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画区域外」であります。 頁は 27 頁をご覧ください。 こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第４号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 4 号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の意見について」> 次に議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、番号 47 番から 60 番の 14 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局)	それでは、28 頁をご覧ください。
秋山	こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構をとおして、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地につきましては、追加資料の「対象農用地リスト」16 頁以降に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案について「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の意見について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 5 号について、原案のとおり決定します。

議長 (事務局) 秋山	<議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」> 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、番号 1 番から 6 番を上程します。 事務局の説明を求めます。 それでは、頁は 31 頁をご覧ください。 「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、であります。 この買入協議制度について簡単に説明いたします。 この制度は、農地の所有者から農地を売り渡したいという申し出があった場合に、農業委員会が認定農業者に農地を利用集積するため、中間管理機構が一旦買い入れることが必要と認め、市からその旨を所有者に通知して「農地の所有者と中間管理機構で協議してください」と通知し、進めていくものであります。 こちら番号 1 番から次の頁、番号 6 番につきましては、農事組合法人の解散に伴い、農地所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。 対象農地は基盤整備された一団の優良農地であり、対象面積が大きく認定農業者との調整に時間を要するため、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項に基づき、市長に要請するものです。 私からの説明は以上です。 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、原案のとおり市長に要請することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第 6 号について、原案のとおり市長に要請します。 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。
----------------------------------	--

議長	(中郷区駐在室分の議案) <報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」> 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7108番の1件を報告します。事務局の説明を求めます
(中郷区) 丸山	1頁をご覧ください。 報告第1号は農地の利用権設定に係る解約届出の受理報告で、貸人の要望による合意解約です。 解約後の利用形態は、他者へ売却の予定となっています。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
議長	<議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」> 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の意見について」、利用権設定7112番から7114番の3件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(中郷区) 丸山	2頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりで、いずれも地域計画内の農地であります。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 私からの説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。

議長	議案第 1 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり決定します。 次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。
(清里区) 議長	（清里区駐在室分の議案） ＜議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞ 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、事務局の説明を求めます。
中条	1 頁をご覧ください。 1 頁、議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、番号 1 番は乾燥調製施設を建設するため、当該農地を農振農用地から農業用施設用地に変更するものです。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」原案のとおり許可することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	＜議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」＞ 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、利用権設定、番号 8142 番から 8148 番の 7 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは、3 頁をご覧ください。 この案件は、農用地利用集積等促進計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。

	今回の対象農地につきましては、5 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないようなので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（一括契約）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について、原案のとおり決定します。
議長	<議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）について」> 次に議案第 3 号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に係る意見について」、番号 8149 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(清里区) 中条	それでは、7 頁をご覧ください。 こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権移転です。 この案件は、いずれも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものであります。 具体的な対象農地は 8 頁以降にある対象農用地リストのとおりです。 こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。

議長	(「ありません」の声あり) 特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第３号「上越市農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）の決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。 議案第３号について、原案のとおり決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、以上をもちまして本日の第一農地部会を終了します。